

# 志木市新庁舎建設工事

## 落札者決定基準

令和2年2月

志木市

## 【目次】

1	総則 .....	1
(1)	落札者の決定方法 .....	1
(2)	志木市新庁舎建設工事総合評価落札方式審査委員会.....	1
(3)	落札者決定までの手順.....	1
(4)	審査結果の公表.....	2
2	入札参加資格確認 .....	3
3	総合評価 .....	4
(1)	入札価格評価.....	4
(2)	技術提案及び実績評価 .....	4

# 1 総則

## (1) 落札者の決定方法

志木市（以下「本市」という。）は、志木市新庁舎建設工事（以下「本工事」という。）において、安全で精度の高い施工業務により効率的な新庁舎建設が行われることを期待している。本工事の落札者は、防災拠点としての新庁舎の施工に関する高度な技術を有し、品質と価格が総合的に優れた内容で実施することができる者を選定するため、総合評価落札方式により決定する。この「志木市新庁舎建設工事落札者決定基準」（以下「本基準」という。）は、本市が、総合評価落札方式によるダイレクト型制限付一般競争入札により落札者を決定するための基準を示すものである。

## (2) 志木市新庁舎建設工事総合評価落札方式審査委員会

総合評価方式により落札者を決定するにあたり、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づく学識経験を有する者と共に、志木市新庁舎建設工事総合評価落札方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経るものとする。

審査委員会は、以下の委員により構成されるものとする。

- ①建設工事等に関し識見を有する者
- ②関係機関の代表者
- ③副市長
- ④企画部長
- ⑤都市整備部長

## (3) 落札者決定までの手順

落札者決定までの手順は以下の通りである。

表 落札者決定までの手順

	実施項目	実施内容
①	技術提案評価及び実績評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 審査委員会は、各参加者の提案及び実績を審査し、本基準に基づき評価点を算出する。</li><li>・ 技術提案書の内容を確認するために、書面による質疑回答及びヒアリングを実施する。</li></ul>
②	入札価格評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 開札後、入札価格を本基準に基づき評価点へ換算する。</li><li>・ 埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）によって行うものとし、①技術提案及び実績評価とは別途実施する。</li></ul>
③	総合評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ①と②の結果から、算出式に従い、総合評価点を算出し、確定する。</li></ul>
④	入札参加資格審査	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 参加者の入札参加資格の有無を審査する。</li></ul>
⑤	落札者の決定	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ④の結果を受けて、落札者を決定する。</li></ul>

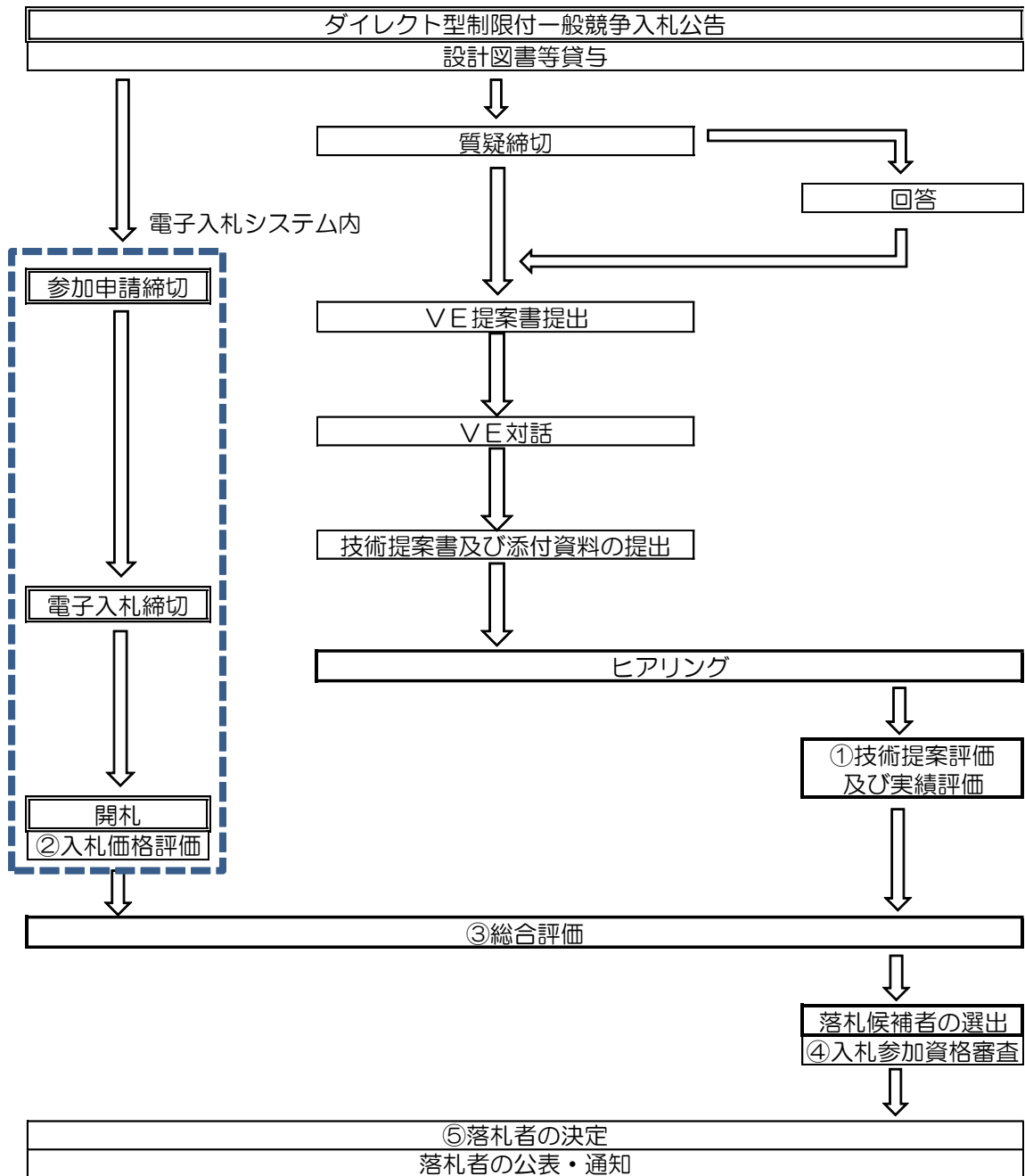


図 落札者決定までの流れ

#### (4) 審査結果の公表

審査の結果については、各参加者へ個別に通知するほか、結果の概要については本市のホームページにおいて公表する。

## 2 入札参加資格審査

入札参加資格確認では、参加者から提出される入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な資料を基に、参加者が入札参加資格を満たしているか否かを確認する。入札参加資格審査は本市が実施し、入札参加資格が確認できない場合は失格とする。入札参加資格審査における確認内容は以下の通りとする。

表 入札参加資格審査における確認内容

区分	項目（一部入札公告より抜粋）
共通	ア 告示日から入札日までの期間、営業停止又は埼玉県内の公共機関から指名停止等の措置を受けていない者及び志木市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
	イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
	(ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本工事の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
	(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者
施工	ウ 「志木市新庁舎整備基本及び実施設計業務委託」「志木市新庁舎発注支援業務委託」の受託者である株式会社佐藤総合計画又は同社と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。なお、「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の総株主の議決権の100分の50を超える場合をいい、「人事面において関連がある」とは、一方の株式会社の代表取締役が他方の株式会社の代表取締役を兼職している場合をいう（以下、同じ）。
	ア 志木市入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、建築一式工事について建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。
	イ 建築一式工事について、経営事項審査の総合評定値（P）が1,600点以上の者であること。共同企業体での施工の場合は、その他の構成員の総合評定値（P）が1,200点以上（志木市内業者においては800点以上）であること。
	ウ 平成21年4月1日以降公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）又は地方公共団体との請負契約により、以下の工事をいずれも元請として完成させた実績を有すること。 なお、本工事にJVとして参加する場合、施工実績のある者としては、代表構成員その他構成員のどちらでも可とする。
	(ア) 延べ面積10,000㎡以上の庁舎の新築、改築又は増築工事（増築工事にあつては、増築部分の延べ面積が10,000㎡以上のものに限る。）に係る建築一式工事
	(イ) 延べ面積5,000㎡以上の免震構造を有する施設に係る建築一式工事
	エ 常時3ヶ月以上の雇用関係にある監理技術者を本工事に専任で配置できる者であること。

### 3 総合評価

総合評価では、入札価格と技術提案及び実績の内容の二つの面から評価を行う。入札価格評価点配点が60点、技術提案及び実績評価点配点が40点の合計100点で評価する（総合評価の結果が同点となった場合には、くじ引きにより落札者を選定する）。

$$\text{総合評価点配点（100点）} = \text{入札価格評価点配点（60点）} + \text{技術提案及び実績評価点配点（40点）}$$

#### (1) 入札価格評価

入札価格評価点は、本市が各参加者の入札価格を次式に従って算定する。入札価格評価点は上限を60点とする。予定価格を上回った参加者と失格基準価格を下回った参加者は、失格とする。なお、得点化の際は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

$$\text{入札価格評価点} = 60(\text{点}) - 100(\%) \times (\text{入札価格} - \text{調査基準価格} / \text{入札書比較価格}) / \text{予定価格} / \text{入札書比較価格}$$

#### (2) 技術提案及び実績評価

技術提案及び実績評価点は、参加者からの技術提案の内容については、「別表1 評価項目及び配点」に基づきA～Dの4段階評価とある内容については審査委員が下記の表に従い評価し、各評価項目の平均点を算出する。なお、算出の際は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求める。技術提案及び実績評価の合計が18点未満の場合は、失格とする。

表 採点の方法(別表1の技術提案評価項目)

評価ランク	採点方法	採点基準の例
A	配点×1.0	優れた提案である
B	配点×0.7	やや優れた提案である
C	配点×0.4	標準的な提案である
D	配点×0.0	評価できる提案がない

実績評価項目に係る採点の方法は「別表1 評価項目及び配点」に記載の通りである。

審査の過程で必要と認める場合、技術提案書の内容を確認するため、ヒアリングを実施する他、補足説明の要請等を行う場合がある。

別表1 評価項目及び配点

		配点	配点 合計	方法
<b>ア 企業の技術能力</b>				
施工実績	平成21年4月1日以降公告日までの間に、延べ面積が10,000㎡以上の免震構造の庁舎の新築、改築又は増築工事の施工実績がある。	1	1	あり/なし
<b>イ 企業の社会的貢献度</b>				
災害防止活動等の実績	県機関等(県及び県関係公社等)と協定等を締結し、災害防止活動への協力体制を整えている。	1	1	あり/なし
<b>ウ 配置予定技術者の技術能力</b>				
施工経験	①平成21年4月1日以降公告日までの間に、延べ面積が15,000㎡以上の免震構造の公共施設の新築、改築又は増築工事の施工実績がある。	1	1	あり/なし
	②平成21年4月1日以降公告日までの間に、延べ面積が10,000㎡以上の免震構造の庁舎の新築、改築又は増築工事の施工実績がある。	0.5		あり/なし
<b>エ 施工管理の適切性・発注者が指定した課題への対応</b>				
(ア) 工程管理の適切性	本工事の特徴を踏まえて、マイルストーンの設定や進捗管理方法などの工程管理方法を具体的に記述する。	5	21	A~Dの 4段階評価
(イ) 施工管理(品質管理)の適切性	施工中の品質管理方策(品質管理体制、定期的な内部監査方法等)や、施工精度を確保するための方策等、構造(免震装置を含む)及び仕上双方の品質管理に資する有効な方法を提案する。	8		A~Dの 4段階評価
(ウ) 施工管理(安全管理)の適切性	周辺住民、周辺環境(特に北側の住宅地)に配慮した敷地周辺の通常時、及び台風等、暴風時、地震時の安全対策の提案を具体的に記述する。	5		A~Dの 4段階評価
(エ) 発注者が指定した課題への対応の的確性	①河川に近接した敷地における有効で安全な仮設計画について提案する。	2		A~Dの 4段階評価
	②完成後の設備機器の調整について具体的に記述する。	1		A~Dの 4段階評価
<b>オ その他</b>				
(ア) 市内企業の選定	①市内下請への発注や市内調達の実施について、具体的な金額を提案する。	5	16	特記による
	②市内企業との連携やその他地域経済活性化に資する取組について具体的な実施方法について記述する。	8		A~Dの 4段階評価
(イ) その他、独自に行う市や地域への貢献策	その他、独自に行う市や地域への貢献策への取り組みについて記述する。	3		A~Dの 4段階評価
合計			40	

特記事項：

- ①技術提案書は、契約書の一部とし、本市は工事中又は工事完了後において、履行状況について確認する。
- ②別表1の技術評価項目「オ その他(ア)市内企業の選定①市内下請への発注や市内調達の実施について、具体的な金額を提案する」については、以下の算定式によって技術提案評価点を算定する。+

$$\text{参加者Aの得点} = \text{参加者Aの提案金額} \div \text{参加者中の最高提案金額} \times 5 \text{ (点)}$$

- ③別表1の技術提案評価項目オ その他(ア)市内企業の選定①市内下請への発注や市内調達の実施について、具体的な金額を提案する」にて受注者から提案された金額について、受注者の責に帰すべき事由によりこれを満足できない場合、請負金額に、入札価格評価点配点に対する受注者が得た当該項目の得点の割合と、受注者の当該項目の未達成度（ $\alpha$ ）を乗じた金額を徴収する。

■技術提案評価項目「オその他（ア）市内企業の選定①市内下請への発注や市内調達の実施について、具体的な金額を提案する」にて受注者から提案された金額について、受注者の責に帰すべき事由により技術提案の内容を満足できない場合に、本市が受注者から徴収する金額

<算定式>

$$\text{市が受注者より徴収する金額} = \text{請負金額} \times \left( \frac{\text{受注者が得た当該項目の得点}}{60 \text{ 点 (入札価格評価点配点)}} \right) \times \alpha$$

$$\text{受注者の当該項目の未達成度 } \alpha = 1 - \frac{\text{市内企業への発注実績金額}}{\text{市内企業への発注提案金額}}$$